

NPO 等と連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業

公募要領

事業の目的

近年、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、多様な価値観や生活様式のもので、子どもが安心して過ごせる「居場所」へのニーズはますます高まっています。横須賀市においても、居場所の整備を進めているものの、児童の登校前に保護者が出勤する家庭での朝の居場所や、不登校児童が安心して過ごせる場など、多様なニーズがあり、市（行政）だけで全てに応えるのは困難な状況です。

こうした現状を受け、きめ細やかな支援体制を実現するためには、行政だけでなく、市内で活動するNPO等多様な主体との連携が不可欠です。NPO等の持つ柔軟な発想や専門性を活かし、これまで以上に多様な「子どもの居場所」の創出・発展を目指すことが重要となっています。様々な組織・団体が協力し、子どもたちにとって安全で豊かな居場所を提供することは、個性や成長を多面的に支える環境づくりの推進にもつながります。

本モデル事業では、市とNPO等が協働しながら、実態に即した新たな居場所づくりや効果的な支援のあり方を検証し、本市において、未来を担う子どもたちが自分らしく成長できるまちづくりをめざします。

事業の内容

本事業は、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや子どもの可能性を引き出す取り組みへの効果的な支援方法等の検証に資する事業の内、国の「NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援（モデル事業）」に採択されたものを対象とする。

応募資格（参加資格）

社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人であって、以下の要件をすべて満たすもの。

- (1) 申請する前年度において当該法人としての事業実績がある等良好な運営がされていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 法人格を有すること

- (4) 納付すべき市税等を滞納していないこと。
- (5) 横須賀市暴力団排除条例第2条第2号、第3号、第4号又は第5号に該当していないこと。

補助上限額・補助率

補助上限額 500万円（1申請あたり）

補助率 対象経費の10/10

対象経費

事業の実施に必要な報酬、給料及び職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（雑役務費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金

※ 上記補助対象経費以外の経費の計上は認められない。

また、補助対象経費の基準額の考え方は、別添「国庫補助協議額積算上の費目単価」にあるとおりとするため、必ず参照すること。

事業期間

補助金交付決定日～令和9年3月31日

応募方法

応募者は以下に定めるところにより、提出期限までに、提出書類を作成し、子育て支援課宛に提出すること。なお、提出書類の作成等応募に係る費用は、選考結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

- (1) 提出書類<必須>
 - ① (様式1) 参加申込書
 - ② (様式2) 事業提案書 ※ (様式2) に追加で参考資料を提出することは可能
 - ③ (様式3) 予算書
 - ④ (様式4) 事業の実施体制
 - ⑤ (様式5) 役員名簿
 - ⑥ (様式6) 概況書
 - ⑦ (様式7) 事業計画書
 - ⑧ (任意様式) 規約・定款

(2) 提出期限

令和8年1月30日（金）午後5時00分

(3) 提出方法

電子メール、郵送または持参により提出

(4) 提出先・問合せ先

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（放課後児童対策係）

所在地：〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

（書類を持参する場合は横須賀市小川町16番地 はぐくみかん5F ④番窓口）

TEL：046-822-8061

（対応時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで）

E-mail：as-dc@city.yokosuka.kanagawa.jp

担当：篠崎、中西

審査・採択

(1) 選考方法

横須賀市職員で構成する選考委員会を開催する。応募者による提案内容の説明と質疑応答を実施し、選考する。

(2) 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行うこととする。ただし、①～④の項目を満たしていない者については、他項目の評価に関わらず採択しないものとする。

- ① 応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が本事業の趣旨に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法・実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業を遂行するための能力（知見、経験、実行体制）を有しているか。
- ⑤ 一過性ではなく、次年度以降への継続性を有しているか。
- ⑥ その他、追加で評価できる項目を有しているか。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。

スケジュール

(1) 応募期間

令和8年1月9日（金）～令和8年1月30日（金）

（2）選考（選考委員会の開催）

令和8年2月2日（月）～令和8年2月6日（金）の期間に実施予定であり、別途、応募者に通知する。

（3）選考結果の通知

上記選考委員会の開催後、速やかに通知する。

（4）事業期間

補助金交付決定日～令和9年3月31日（水）

※補助金交付決定日は、令和8年4月1日以降とする。

報告書（成果物）

（1）事業に係る成果については、以下の構成により報告書を作成すること。

- ① 事業要旨（概要をまとめたもの）
- ② 事業目的
- ③ 事業の実施内容（成果に至るプロセスを記入）
- ④ 実施結果
- ⑤ 分析・考察

（2）報告書については、取りまとめた事業の成果だけでなく、分析・考察を導くための検討の経過等、詳細な記入を行うよう心掛けること。

（3）報告書はA4版で作成すること。

留意事項

（1）本事業の対象団体として補助金を交付するのは、国の「NPO等と連携したことの居場所づくり支援（モデル事業）」として採択された場合に限る。

（2）本事業の対象団体として選定するのは、1団体のみとする。また、選考の結果、事業者を選考しない場合もある。

（3）次に該当するものについては、本事業の対象としない。

- ① 令和9年3月31日までに終了しない事業である場合
- ② 事業内容がこどもの居場所づくりに対して効果的な支援方策を明らかにするという目的に合致していない場合
- ③ 他制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止（一般財源化）された事業
- ④ 第三者への資金交付を目的とした事業
- ⑤ 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業
- ⑥ 営利を目的とした事業

- ⑦ 補助対象額が 50 万円に満たない事業
- ⑧ 事業に携わる者と経理に携わる者が兼務している場合
- ⑨ 事業の主たる目的が教育活動であるもの